

## 医療法人きらり 行動計画

当法人のように小規模で継続する事業所においては、職員相互のライフサイクルにある育児や介護等の家庭生活や余暇活動が「仕事に与える影響」を職員相互の助け合い（連帯）で支え合う必要がある。仕事と育児の両立の実践と、それを認め合える風土の醸成のために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年10月1日～平成33年9月30日までの4年間

### 2. 内容

目標1：労働基準法・育児介護休業法・健康保険法に基づく休業・休暇の取得及びその期間の所得保障について、諸制度の周知を図る。

#### <対策>

- 平成29年10月～ 就業規則・育児介護休業規程の整備を進める。
- 平成29年度～ 制度に関するパンフレットの配布、全職員を対象とした研修による職員への周知（子の看護休暇の対象を中学校就学の始期に達するまでの子まで拡大していることを含む）運用へ導く。

目標2：平成33年9月までに、連続した年次有給休暇取得を推進する。

#### <対策>

- 平成29年10月～ 定期的に毎日の朝礼時に院長からも取得を促す。